

平成29年8月8日

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

公文書の開示決定に関する審査請求について（答申）

平成29年3月29日付け玉市総第710-1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）が平成29年2月2日付け玉市設第358-1号で行った開示決定に対する審査請求は、不利益な処分を求めたものであり、審査請求人に不服申立ての利益があると認められないことから、却下すべきである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人が開示請求をして、開示された公文書開示請求処理票（「平成25年2月15日の開示請求に関し、総務課の公開窓口が受付番号を『26』として平成25年2月16日以降に作成し、土木課に送付し、その後、土木課が処理した内容を土木課が入力等して総務課に送付された公文書開示請求処理票。以下「該当文書」という。）について、不存在を理由に開示決定を取消し、不開示の決定を求めるものである。

(2) 審査請求の理由等

ア 審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の主たる理由は、開示請求した内容の文書は作成かつ保管されていないのに、玉名市情報公開事務取扱要領の規定に従わず、不正に作成かつ不実の内容を記録し保管されている文書が開示されているという点にある。

イ また、該当文書が本件審査請求に係る公文書開示請求（以下「本件請求」という。）の対象となる公文書（以下「対象文書」という。）であるとして、後述の弁明の要旨の中で実施機関が示す4つの要件については、審査請求人

は、意見書で、大要次のとおり、いずれもその要件への該当性を否定している。

- (ア) 「平成25年2月15日付け公文書開示請求に係る処理票であること」については、請求日当日、公開窓口担当者には所管課が土木課であること、請求日当日に土木課に処理票を送付しなければならなかったことの認識がなかったことから、請求日当日に処理票を土木課に送付しているという事実は考えられず、対象文書とはいえない。
- (イ) 「受付番号が『26』とされているものであること」については、審査請求人が行った「平成25年2月15日に請求した公文書開示請求書(受付印欄の收受番号が26号のもの)」という内容の公文書開示請求に対し、実施機関は平成25年8月1日付け玉市土第378-2号公文書不開示決定通知書により受付番号を「26」から「24-3」に変更したことをもって不存在による不開示の決定を行っている。受付番号「26」の処理票も「24-3」に変更されているのであるから、受付番号を「26」とされていた処理票は存在しなくなったことになり、矛盾する弁明である。
- (ウ) 「総務課の公開窓口が平成25年2月16日以降に作成し、土木課に送付したものであること」については、平成25年2月15日の事務処理を見れば、請求日当日、公開窓口担当者には土木課が所管課であること、請求日当日に土木課に処理票を送付しなければならなかったことの認識がなかったことは明らかであり、請求日当日に処理票は送付されていない。また、開示された処理票は、総務課から土木課に送付されたものではなく、土木課担当者が不正に作成した文書である。
- (エ) 「その後、土木課が処理した内容を土木課が入力等して総務課に送付したものであること」については、公開窓口担当者が処理し、作成した記録を、土木課担当者が不正に作成したデータに必要な個所の内容部分を取り込んだものであり、不正な文書作成が敢行されている。

ウ 以上のとおり、対象文書の要件に該当しない文書を対象文書に該当する公文書として開示すべきではなく、不存在を理由に不開示の決定をしなければならない。

3 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の要旨は、本件審査請求の棄却を求めるもので、その理由は、次のように要約される。

対象文書は、審査請求人の請求内容から、①平成25年2月15日付け公文書開示請求に係る処理票であること、②受付番号が「26」とされているものであること、③総務課の公開窓口が平成25年2月16日以降に作成し、土木課に送付したものであること、④その後、土木課が処理した内容を土木課が入力等して総務課に送付したものであること、のいずれの条件も満たす公文書であり、該当文書はその全てを満たしていることから、本件請求の対象となる公文書である。

また、本件請求については、審査請求人が求める公文書が特定されており、これに該当する公文書を保有していたために該当文書を開示しただけのことであり、情報公開制度の趣旨に何ら反するものではない。

4 審査会の判断

(1) 当審査会は、不利益処分を受けた公文書開示請求人を救済し、もって市民の知る権利を担保するため、実施機関の諮問に応じ、審査請求について調査審議し、当該不利益処分の当・不当の判断をする機関である(玉名市情報公開条例(以下「条例」という。)18条1項)。

しかしながら、本件審査請求における審査請求人の主張は、その大半が事務処理手続の適否等に関するものであり、当審査会の判断になじまないものである。

したがって、本件審査請求においても事務処理手続の適否等についての判断は控えるものとする。

(2) ところで、本件審査請求の趣旨は、該当文書が開示されたことにつき、不存在を理由に、開示決定を取消し、不開示の決定を求めるものである。

しかしながら、そもそも、審査請求とは、行政が行った不利益処分に対し、その救済を求めるものであり、公文書開示請求においては、公文書の開示を求めたにもかかわらず、当該公文書が開示されないことに対し、その開示を求めるものである。

一方、本件審査請求は、本件請求に対し開示決定がなされ、該当文書が開示されたにもかかわらず、その開示決定を取り消し、不開示決定という審査請求人にとって不利益な処分を求めるものである。

情報公開制度は、条例1条に規定するように、地方自治の本旨にのっとり、市の保有する公文書の開示を請求する権利について定めることにより、市政の諸活動を市民に説明する責任を全うされるようにするとともに、市民の知る権利を尊重した市政運営を図り、もって市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資することを目的としており、条例5条は何人に対しても公文書の開示請求権を保障している。

この条例が規定する上記の情報公開制度及び開示請求権保障の趣旨からすれば、開示決定より不利益な処分を求める本件審査請求には不服申立ての利益があると解することはできないというべきである。

よって、本件審査請求は、不服申立ての利益がなく、不適法なものであることから、行政不服審査法45条1項の規定に基づき却下すべきである。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美